

長野県上伊那広域水道用水企業団議会公印規則

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕  
議会規則第 2 号

改正 平成 16 年 3 月 31 日議会規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、長野県上伊那広域水道用水企業団議会の公印の管守、寸法、ひな形、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の管守者)

第 2 条 別表 1 欄の公印の管守者は、同表 2 欄のとおりとする。

2 公印の管守者は、公印の管守の責めに任じなければならない。

(公印の寸法及びひな形)

第 3 条 別表 1 欄の公印の寸法及びひな形は、同表 3 欄のとおりとする。

(公印取扱者)

第 4 条 公印の管守者は、公印の取扱を厳正にするため、公印取扱者を定めておかななければならない。

(公印台帳)

第 5 条 公印の管守者は、公印を新調し若しくは改刻したとき、又は使用しなくなったときは、公印台帳（別紙様式）に所定の事項を登載しておかななければならない。

(公印の使用)

第 6 条 公印を使用するときは、公印取扱者に当該原議及び施行文書を示し、承認を受けてから押印しなければならない。

(公印の事故届)

第 7 条 公印の管守者は、公印の盗難、紛失又は偽造があったときは、直ちにその旨を上司に報告し、指示を受けなければならない。

(保存)

第 8 条 公印の管守者は、改刻等により使用しなくなった印形を次により保存しなければならない。

- (1) 議会印、議会議長印 永年
- (2) 前号以外の印 10 年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日議会規則第 2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

公 印	管 守 者	寸法及びひな形 〔寸法の単位はミリメートル〕 字体はてん刻	
議 会 印	事務局長	方 25	長野県上伊那広 域水道用水企業 団 議 会 之 印
議会議長印	事務局長	方 20	長野県上伊那広 域水道用水企業 団 議 会 議 長 之 印

別紙様式（第5条関係）

公 印 台 帳

公印の名称		番号	
-------	--	----	--

管 守 者		開 始 時 の 印 影	廃 止 時 の 印 影
寸 法			
使用開始日	年 月 日		
告 示 等	年告示第 号		
使用廃止日	年 月 日		
摘要（改廃 の理由等）			
管 守 者		開 始 時 の 印 影	廃 止 時 の 印 影